

平成21年度第8回平塚市建築審査会 会議録

開催日時	平成22年3月18日(木) 午前10時00分から午前11時40分まで				
開催場所	平塚市教育会館 2階 中会議室				
出席者	委員	三澤委員、赤塚委員、三浦委員、杉本委員、大山委員			
	特定行政庁	久永まちづくり政策部長、吉野建築指導課長、井上課長代理、金子主査(議案1及び2)			
	事務局他	武井課長代理、寺島主任、山本課長代理(開発指導課)、菅間主査(同)(議案1及び2) 久永まちづくり政策部長、吉野建築指導課長、井上課長代理、武井課長代理、金子主査、寺島主任、山本課長代理(開発指導課)、菅間主査(同)(議案3及び4)			
欠席	なし				
開催形態	<input type="checkbox"/> 公開	<input checked="" type="checkbox"/> 一部公開	<input type="checkbox"/> 非公開	傍聴者	なし
会議録署名委員	三澤委員(会長)、大山委員				
会議内容	<p>1 開会 会議録署名委員は、大山委員とすることです承された。</p> <p>「議案4 審査請求について」は、会議の公開に関する指針の規定に基づき、非公開とすることが確認された。</p> <p>2 議事 (1) 議案1 建築基準法第43条第1項ただし書許可に係る包括同意基準に基づく報告について(6件)</p> <p>報告案件1-①～1-⑥について</p>				

案件 1-①から 1-⑥までの申請地は、同一の開発区域として都市計画法第 29 条に基づく開発許可を受けた敷地であることから、一括説明の了承を得た上、資料に基づき特定行政庁から当該案件の概要説明があった。

案件 1-①から 1-⑥までの敷地境界線が、前面道路である法第 42 条に規定する道路の線形に沿っておらず、屈曲していることについて質疑があった。

これに対し、当該前面道路は法第 42 条第 2 項に規定する道路であり、申請地の道路を挟んで反対側の敷地は、元道幅員約 1.8メートルの中心から後退済みの敷地と未後退の敷地がある。本件に係る開発区域は、反対側の道路境界線から申請地側に 4.5メートル一方後退したため、法第 42 条第 2 項道路の線形に沿った形状となっていない旨の説明があった。なお、本件に係る法第 43 条第 1 項ただし書空地の範囲は、法第 42 条第 2 項道路における元道の中心からの後退線と、開発行為に伴う申請地反対側の道路境界線からの 4.5メートルの一方後退線との間であるとの補足説明があった。

本件申請地が接する前面道路の幅員を 4.5メートル確保する根拠について質疑があった。

これに対し、平塚市まちづくり条例の規定により、開発区域の規模等に応じて幅員が定められており、本件に係る開発区域の規模の場合、幅員 4.5メートルが必要になるとの回答があった。

以上の質疑をもって、本件は「了承」された。

(2) 議案 2 建築基準法第 43 条第 1 項ただし書許可の同意について (1 件)

提案案件 2-①について

資料に基づき、特定行政庁から当該案件の概要説明があった。

本件許可は、法第 42 条に規定する道路と本件敷地との間に付け替え道路を整備するために、法第 43 条第 1 項に定める接道要件を充たさなくなったものである。

これに関連し、本件に係る付け替え道路について、東側方向へどこまで付け替え道路として整備されるのかとの質疑があった。

これに対し、当該付け替え道路は、相模川の堤防の土手に突き当たる箇所まで整備される旨の回答があった。

本件に係る付け替え道路部分が、法第 42 条に定める道路に

位置づけられる時点はいつかとの質疑があった。

これに対し、本件に係る墓地の整備がすべて完了し、当該付け替え道路部分が市に帰属され、道路法に基づく道路の区域に含まれた時点である旨の回答があった。また、本件に係る道路法に基づく道路区域の変更は、市議会による議決手続きは不要であるとの補足説明があった。

以上の質疑をもって、本件は「同意」された。

(3) 議案3 建築基準法第43条第1項ただし書の許可に係る包括同意基準の一部改正について

資料に基づき、事務局から、建築基準法施行規則の一部改正に伴う本基準の一部改正案について、概要説明があった。

主だった質疑はなく、本基準を改正し、施行日は平成22年4月1日とすることとなった。

(4) 議案4 審査請求について

ア 平塚市黒部丘における変更確認処分の取り消しを求める審査請求について

平成22年2月12日付けで審査請求が提起され、受理した旨の報告が事務局からあった。また、資料に基づきこれまでの経過、審査請求の趣旨、建築計画概要及び請求理由について説明があった。

本件は、次回も引き続き審議を継続することとなった。

3 その他

事務局から、第57回全国建築審査会長会議の開催日時等について報告があった。

次回の開催日程は、事務局にて調整することとなった。

4 閉会